

質問第三七号

「公務の遂行を補助する」内閣総理大臣夫人に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年一月七日

有田芳生

参議院議長 山東昭子殿



「公務の遂行を補助する」内閣総理大臣夫人に関する質問主意書

内閣総理大臣夫人の安倍昭恵さんは「私人」ですが、総理の「公務の遂行を補助する」役割もあるとの答弁がありました。そこで伺います。

一 安倍総理夫人には経済産業省や外務省などから「支援する職員」が派遣されてきました。第二次安倍政権発足以降、どこの省庁から何人が派遣されていたのか、その人数を歴年ごとにお示しください。また、安倍総理夫人が「公務の遂行を補助する」ため行事に出席するとき、省庁から「支援する職員」は同行するのでしょうか。同行するならば、第二次安倍政権発足から今まで、行事ごとに同行してきた「支援する職員」の人数と所属省庁をお示し下さい。

二 平成二十七年九月五日に安倍総理夫人は大阪の塚本幼稚園で講演を行なっています。このとき政府から「支援する職員」は同行しましたか。同行したならば、どこの省庁から何人だったのでしょうか。この講演は「私人」として行なつたのですか、あるいは総理の「公務の遂行を補助する」という目的があつたのでしょうか。また、この講演を行うにあたつて公費の支出はありましたか。

三 安倍総理夫人は、「桜を見る会」、「宮中晩餐会」、「園遊会」、「安倍総理の外国出張への同行」、

「外国賓客の接遇」、「安倍総理の公務の遂行に関連する国内外の会議等への出席」等で「公務の遂行を補助する」そうです。「「私人」にして「公務の遂行を補助する」内閣総理大臣夫人に関する質問主意書」（第二百一回国会質問第三号）に対する答弁（内閣參質二〇一第三号）で政府は、平成二十一年度に国が負担してきた安倍総理夫人の航空賃、鉄道賃及び日当は「該当なし」と答弁されました。安倍総理夫人は、この年度に「公務の遂行を補助する」ことはなかつたのでしょうか。この年度に「公務の遂行を補助する」ことがあつたならば、国の負担がなかつたのはなぜでしょうか。その理由をお示し下さい。

右質問する。